

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	12 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年7月から平成3年3月まで  
② 平成6年10月及び同年11月

私は、申立期間①については、私の母が国民年金の加入手続きを行い、主に自分の代わりに国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間②については、自分で保険料を納付したはずなので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録により、申立人は平成3年4月以降、申立期間②を除いて未納は無く、申立期間②直後の6年12月の国民年金保険料を同年12月に現年度納付していることが確認でき、同時点で申立期間②の保険料を納付することは可能であることから、2か月と短期間である申立期間②の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続きを行い、保険料も主に申立人の母が納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及び前後の第3号被保険者の該当処理日により、申立人が国民年金の加入手続きを行ったのは、平成3年6月頃と推認でき、同時点で申立期間①のうち、元年4月以前の保険料は、時効により納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立人が申立期間①の保険料を納

付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年10月及び同年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年6月から56年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年6月から56年6月まで  
② 昭和56年10月から60年3月まで

私は、申立期間①当初から父が経営する会社に勤めており、両親が国民年金に加入していたので父に勧められて加入手続を行った。国民年金保険料については、給料から天引きされて両親の保険料と一緒に母が金融機関で納付していたはずであり、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和55年11月25日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は56年6月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、加入時点を基準にすると、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付及び現年度納付が可能である。

また、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の両親は、申立期間①の保険料は納付済みである上、申立期間①は13か月と比較的短期間であることを踏まえると、申立期間①の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

2 申立期間②については、申立人の年金手帳には、昭和56年6月29日にB区へ住所変更した記載があり、住民票により、同年10月16日にB区からA市に転入したことが確認できるところ、B区居住者に係る年度

別納付状況リスト（59年5月10日現在）には、申立期間②の納付記録は無い上、「フザイ」と記載され、59年5月時点でB区では申立人の所在は把握されておらず、不在被保険者として扱われていたことが確認できること、及び申立人の所持する年金手帳には申立期間②当時にA市へ転入したことによる住所変更の記載は無く、国民年金被保険者の住所変更手続は行われていないことがうかがえることから、B区及びA市において、申立期間②の保険料を納付できたとは推認し難い。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年6月から56年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月及び同年 2 月

私は、申立期間が国民年金に未加入とされているが、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を A 区で納付した領収証書を持っており、当該期間が納付済みとなっていないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る「昭和 48 年度国民年金保険料領収証書」を所持しており、申立期間の国民年金保険料を昭和 49 年 1 月 26 日に納付していることが確認できる。

一方、申立人が所持する国民年金手帳及びオンライン記録において、申立人は昭和 48 年 7 月 1 日に国民年金被保険者の資格を喪失していることが確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間となっている。

しかし、申立期間の保険料は未加入期間に対する納付であるから、納付後、速やかに還付処理が行われるべきところ、申立期間の保険料が還付された事実は認められないことから、申立人が申立期間の保険料を納付した後、当該保険料は長期間にわたり国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値し、資格喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として申立期間の被保険者資格及び保険料の納付を認めないことは信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私は、平成2年3月末に退職し、同年7月から3年8月まではA国に留学しており、帰国後、国民年金保険料の未納のお知らせを受け取った。電話で問い合わせたところ、納付しない場合は差押えもあると聞き、督促や差押えを避けるために全額納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日及び国民年金保険料の納付時期から、平成4年5月から同年6月頃までと推認でき、同年5月を基準にすると、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は帰国した後、保険料の未納のお知らせを受け取り、全額納付したと申述しているところ、オンライン記録において、申立期間の直後の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立期間は12か月と短期間であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料についても過年度納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月5日から36年4月1日まで

私は、昭和25年8月からA社に勤務し、36年4月に実兄にB（地名）に誘われたため会社を休み、そのまま同社を退職した。同社に勤務した最後の月の給与は受給していないと記憶している。厚生年金保険被保険者記録に38年6月10日支給と記録されている申立期間に係る脱退手当金について、受給した記憶が無いため、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、昭和38年6月10日に支給決定されたこととなっているところ、申立期間から脱退手当金の支給決定日までの期間に異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていた被保険者期間（C社、17か月）があり、当該期間が支給対象期間となっていない。

また、脱退手当金の支給決定日は、A社での厚生年金保険被保険者資格喪失日から約26か月後の昭和38年6月10日である上、申立人は、「B（地名）見物に行くと言ってそのままA社を退職することになった。」と供述していることを考え合わせると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人のA社での厚生年金保険被保険者記号番号の払出簿では申立人の名が「D」（戸籍上は「E」）となっているが、申立人の資格喪失時の同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では「F」となっている上、当該記号番号の厚生年金保険被保険台帳では「D」が「F」に訂正されており、申立人の年金記録管理が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。



## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 21 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 2 月 12 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、80 円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 2 月 12 日まで  
私は、昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 2 月 12 日まで、A 社に勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険被保険者台帳索引票により、申立人が厚生年金保険被保険者記号番号（\*）で昭和 21 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における同記号番号での申立人の資格取得日は同日であることが確認できるが、資格喪失日の記載が無い。

また、B 社の人事経理を担当する C 社から提出された社員調書により、申立人は、昭和 20 年 12 月 21 日に入社し、21 年 2 月 11 日に依願退職していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行っていたことが認められ、同社から提出された社員調書から、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 2 月 12 日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る上記被保険者名簿及び旧台帳の記録から、80円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和20年9月1日から21年2月1日までの期間については、申立人は、20年9月に入社したと主張しているが、社員調書には同年12月21日入社と記載されており、B社は、社員調書以外の関係資料は無いと回答していることから、入社日と記載されている日以前についての雇用実態は確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚は、姓のみの記憶であるため、個人を特定することができないことから、A社の上記被保険者名簿により、申立人の資格取得日の前後に資格取得している11人に照会した結果、回答があった7人のうち4人が記憶する入社時期と厚生年金保険の資格取得日とにずれがあることが確認できることから、申立期間当時、同社では、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和20年9月1日から21年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和53年3月21日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年7月から同年9月までは15万円、同年10月から53年2月までは16万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月21日から53年3月21日まで

私は、昭和50年3月にA社に入社し、同社がB社に買収された後まで継続して勤務していた。A社がB社に買収された後、申立期間が厚生年金保険に未加入であったことを知ったが、この間も厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は昭和53年3月21日とされているところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届の受付日は、その4か月後の同年7月21日である上、51年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿には、「C（職種）については、リース方式の者は使用関係がないと判断し、51. 7. 21日付けで喪失させている（社長申し出による）」と記載されており、51年7月21日付けで資格喪失している者が申立人を含め18名確認できるところ、申立人は、「リース方式でなかった。」と主張している上、同日付けで資格喪失している者のうち供述を得られた者が4名おり、うち2名は、「リース方式だった。」

と供述しているが、2名は、「リース方式ではなかった。」と供述しており、上記被保険者名簿の記載は、必ずしも当時の従業員の勤務実態と整合していなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和51年7月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日については、雇用保険の離職日の翌日である53年3月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年6月及び取消前の同年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年7月から同年9月までは15万円、同年10月から53年2月までは16万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月15日から同年7月1日まで

私は、社会保険事務所で、私のA社における標準報酬月額が、同社退職後に減額訂正されている旨の説明を受けた。同社での職種はB（職種）で、社会保険関係の事務手続に関与する立場ではなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初22万円と記録されていたところ、申立人が当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成6年7月1日以降の7年11月22日付けで、6年6月15日に遡って9万2,000円に引き下げられている上、当該事業所の被保険者91人（申立人を含む。）のうち、88人についても、申立人と同様に標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の申立期間当時の経理担当者は、「申立てに係る標準報酬月額の減額処理が行われた当時、A社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成7年11月22日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について6年6月15日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年8月1日から5年1月21日までの期間については、事業主（A社）が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成5年1月1日から6年5月9日までの期間については、事業主（B社）が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月1日から5年1月21日まで  
② 平成5年1月1日から6年5月9日まで

私は、社会保険事務所で、私のA社及びB社における標準報酬月額が、厚生年金保険被保険者の資格喪失後に減額訂正されている旨の説明を受けた。両社での職種はC（職種）で、社会保険関係の事務手続に關与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年8月から同年12月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年1月21日以降の6年4月28日付けで、申立人を含む8人の標準報酬月額の記録が4年8月1日に遡って減額訂正されており、申立人の場合、当該期間について8万円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成6年4月28日付けで行われた遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要である。

2 申立期間②については、オンライン記録において、申立人のB社における申立期間②に係る標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、申立人が当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成6年5月9日以降の7年11月22日付けで、5年1月1日に遡って9万2,000円に引き下げられている上、当該事業所の被保険者91人（申立人を含む。）のうち、88人についても、申立人と同様に標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の申立期間当時の経理担当者は、「申立てに係る標準報酬月額の減額処理が行われた当時、B社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた。」旨供述している。

さらに、当該事業所の商業登記簿により、申立人は申立期間及び当該遡及訂正処理が行われた当時、役員でなかったことが確認できることから、申立人が当該処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成7年11月22日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について5年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年11月は14万2,000円、同年12月は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から14年1月1日まで  
私は、平成13年8月27日から14年2月21日まで、A市のB社にC（職種）として勤務したが、13年11月及び同年12月の標準報酬月額が15万円だったのに11万円に減額されていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたB社の給与支払明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成13年11月は14万2,000円、同年12月は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行し



たか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年11月1日から10年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年10月1日から11年12月7日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から11年12月7日まで

私は、平成9年4月にA社に入社し、11年12月6日まで勤務した。申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、預金通帳に記載されている給料振込額に比べ低い額で記録されているが、勤務期間中に給料が下がったことは無く、厚生年金保険料の控除額も下がっていないので、納得できない。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成9年11月から10年9月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初22万円と記録されていたが、同年6月23日付けで、9年10月1日の定時決定（22万円）を一旦取り消し、10年6月24日付けで、9年10月1日の定時決定（22万円）を行った上で、同年11月1日に遡って随時改定を行い10万4,000円に減額訂正し、その額が10年9月まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所では、申立人のほか122人について、申立人と同様の遡及訂正処理を行っていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において給与が減額されたことは無いと

供述しているところ、申立人から提出された預金通帳（平成 10 年 8 月から 11 年 11 月まで）における給料振込額は、20 万円以上であることが確認でき、当該振込額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の訂正後の標準報酬月額を大幅に上回っている。

加えて、社会保険事務所から提出された A 社に係る滞納処分票により、当該事業所は、平成 9 年 11 月 1 日から 10 年 6 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 10 年 6 月 24 日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実在即したものと考え難く、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、遡及訂正後の記録は有効な記録とは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の 9 年 11 月から 10 年 9 月までの標準報酬月額は、事業主が当初届け出た 22 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成 10 年 10 月から 11 年 11 月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、10 年 10 月 1 日の定時決定により申立人の標準報酬月額は 10 万 4,000 円に、また、11 年 10 月 1 日の定時決定により申立人の標準報酬月額は 11 万円となっている。

しかし、申立人から提出された預金通帳において、平成 10 年 8 月から 11 年 11 月までの給料振込額は、20 万円以上であることが確認でき、当該振込額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を大幅に上回っていることが確認できる。

また、申立人と同様に平成 10 年 6 月 24 日付けで標準報酬月額を遡及訂正処理が行われた元同僚が所持している給与明細書により、遡及訂正後も当初事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 10 年 10 月から 11 年 11 月までの標準報酬月額について、申立人はその主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が届け出た 2 度の定時決定のいずれにおいても、申立人の標準報酬月額を社会保険事務所が誤って記録したとは考え難いことから、事業主はオンライン記録どおりに届出を行い、その結果、社会保険事務所は、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成11年2月から12年9月までは59万円、同年10月から14年10月までは62万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月1日から14年11月1日まで  
私は、A社で勤務していた期間のうち、申立期間は65万円以上の給与をもらっていたが、平成11年2月から退職する14年10月までの標準報酬月額が著しく低い額となっており、納得できない。給与支給明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、当初、平成10年10月から12年9月までは59万円（上限）、同年10月から14年9月までは62万円（標準報酬月額表の法律改正後の上限）と記録されていたところ、同年6月18日付けで、11年2月1日に遡及して同年2月及び同年3月を47万円、同年4月から14年5月までを9万8,000円に引き下げられ、その額が同年9月まで継続していることが確認できる上、申立人と同様に他の役員二人（代表取締役、取締役）も同日に遡及訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与支給明細書により、申立期間のうち平成11年2月から14年5月までの給与から、遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、B年金事務所から提出された当該事業所に係る滞納処分票により、平成14年6月時点において、当該事業所では保険料を滞納していたことが確認でき、同処分票の事蹟簿<sup>せき</sup>により、事業主が社会保険事務所を訪問し滞納保険料について相談していたこと、及び同年5月には社会保険事務所

と事業主との面談にて標準報酬月額の引下げの話合いが行われていたことが確認できる上、同事蹟簿<sup>せき</sup>の同年6月28日の欄には、「社員全員の標準報酬月額を9万8,000円に引き下げたが、これで保険料を払い続けられなければ厚生年金保険の適用事業所ではなくさせる。1年ぐらい全員面倒をみるが、1年たったらもとに戻す。」と記載されており、事業主は、「C社会保険事務所（当時）から遡及訂正の説明を受け、社会保険料の滞納分を減額するため私が決断した。」と回答している。

さらに、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本において取締役であることが確認できるが、事業主は、「厚生年金保険に関する事務は私が担当していた。申立人は、当該遡及訂正の手続に関与していない。」と供述している上、当該事業所の社会保険事務の顧問をしていた社会保険労務士は、「申立人は、D（業務）をしており、社会保険関係の事務には全く関与していなかった。」と供述していることから、申立人は、標準報酬月額の遡及訂正には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において平成14年6月18日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理及び訂正処理を行った日以後の同年10月1日の定時決定処理は事実<sup>じじつ</sup>に即したものと考<sup>かんが</sup>え難い上、合理的な理由は無く、有効なものとは認められないことから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額の記録は、事業主が当初届け出たとおり11年2月から12年9月までは59万円、同年10月から14年10月までは62万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を、平成17年6月30日は77万9,000円、20年7月10日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成20年7月10日

私は、A社に勤務していた当時の賞与記録が無いことについて、事業主を通じて申立てを行った分については、標準賞与額の記録が訂正されたが、申立期間については標準賞与額に係る記録が欠落している。賞与支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書により、申立期間①については77万9,000円、申立期間②については35万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年4月3日まで  
私が勤務したA社における申立期間の標準報酬月額は当初20万円であったが、年金記録では9万8,000円に訂正されており、納得できない。調査して当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、当該事業所が平成10年4月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の同年5月19日付けで、9年11月1日に遡及して9万8,000円に標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は役員ではなかったことが確認できる上、オンライン記録により、申立人は遡及訂正処理が行われた平成10年5月の時点では、別の事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

さらに、社会保険事務所の不納欠損決議書によると、当該事業所において、社会保険料等の滞納があったことが確認できる上、申立人のほかに多数の厚生年金保険被保険者が平成10年5月19日付けで、遡及して標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、20万円に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年11月1日から15年11月30日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年11月から14年8月までは41万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月から15年7月までは41万円、同年8月から同年10月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年11月1日から15年11月30日まで  
② 平成15年11月30日から同年12月1日まで

私は、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、平成13年11月から15年10月までの標準報酬月額の記録が実際に受け取っていた給与額及び厚生年金保険料の控除額に比べ著しく低く記録されていることが分かった。申立期間の給料明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

また、給料明細書では平成15年11月の給与からも保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年11月30日と記録されており、同年11月末まで勤務していた記憶があるので、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出されたA社に係る給料明細書及び預金通帳により、申立期間①のうち、平成13年11月1日から15年11月30日までの期間において、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料明細書及び預金通帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成 13 年 11 月から 14 年 8 月までは 41 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 38 万円、同年 11 月から 15 年 7 月までは 41 万円、同年 8 月から同年 10 月までは 38 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、当該標準報酬月額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人は、「平成 15 年 11 月末日まで勤務しており、給与から保険料が控除されていたので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。」と主張しているところ、申立人から提出された同年 11 月の給料明細書において、給与から保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人の当該事業所における離職日は平成 15 年 11 月 29 日と記録されており、離職日の翌日を資格喪失日とする厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、元事業主は、「当社は廃業しており、人事関係資料は保存されておらず、申立人の勤務期間については不明である。」と回答している上、当該事業所の当時の元同僚は死亡しているため、申立人の勤務期間について証言を得ることができず、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたとは推認できない。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までを算入する。」と規定されており、同法第 81 条第 2 項によると、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」と規定されているところ、上記雇用保険の離職日により、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日は平成 15 年 11 月 30 日と認められることから、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として算入することはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3957

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から48年7月まで

私は、A(学校)を卒業後、昭和45年3月から48年7月までB県にあったC事業所に勤務し、何の保険料かは分からないが、給与から保険料を天引きされていた。一緒に就職した友人も同じように給与から天引きされており、天引きされていた保険料が国民年金保険料であれば年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、C事業所に就職した昭和45年3月から何かの保険料を給与から天引きされていたと申述しているが、申立人と一緒にC事業所に就職した友人及び当時の申立人の上司は、給与から天引きされていた保険料は健康保険組合の健康保険料であったと証言しており、その友人は国民年金に加入していなかったと述べている。

また、申立人は、国民年金の加入手続はD県で行ったと述べており、申立人の国民年金の記号番号は、昭和55年6月27日にE社会保険事務所(当時)からF市に払い出されたことが年金手帳記号番号払出簿により確認でき、F市の国民年金被保険者名簿では、任意加入した申立人に同年11月1日付けで年金手帳が交付されたことが記録されている上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、B県において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人はF市において加入手続を行うまで国民年金に未加入であり、申立期間については、制度的に国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、国民年金は制度上20歳前に加入することはできない上、申立

期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間、同年 4 月から 60 年 1 月までの期間及び同年 9 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 58 年 4 月から 60 年 1 月まで  
③ 昭和 60 年 9 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 52 年度から A 銀行 B 支店の口座振替により国民年金保険料の納付を開始した。その後、保険料を納付できない状況ではなかったが、テレビ、新聞等で保険料を納付しても年金がもらえないかもしれないと聞き振替納付をやめた。しかし、市役所から再三納付するよう連絡があり、督促状まで送られてきたので申立期間の保険料を納付した。また、申立期間②及び③において申請免除の記録があるが、私自身免除できることすら知らなかったので、申立期間が未納及び免除期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年度から A 銀行 B 支店の口座で国民年金保険料の振替納付を行っていたと主張しているところ、同支店は、「申立人の口座開設は昭和 58 年 8 月 25 日であり、申立期間において、申立人の口座から保険料の引き落としの記録は無く、口座振替依頼書の提出も無い。」と回答しており、申立期間の具体的な保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、平成 7 年 2 月 24 日に納付した 7 か月分の保険料は昭和 57 年度の保険料であったと主張しているが、オンライン記録によれば、当該保険料は申請免除期間であった昭和 60 年 2 月から同年 8 月までの保険料を追納した保険料であることが記録されている上、当該納付を行った時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することはできない期間

である。

さらに、C市の国民年金被保険者名簿では、申立期間①は未納、申立期間②及び③は申請免除と記録されており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立期間は合計 53 か月と長期間にわたり、行政機関がこれだけの長期間において、同一人に対し記録管理を誤ることは考え難い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3959（事案 3560 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から54年3月まで

私は、昭和51年3月に婚姻後、同年11月頃に夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、順次、納付書で国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和54年5月以降であり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続は同年6月上旬に行われたと推認できること、ii) 申立人の特殊台帳には、申立期間に係る国民年金保険料の特例納付及び過年度納付の形跡は無く、未納とされている上、申立人は、特例納付及び過年度納付したことは無いと申述していること、iii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年6月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、これは当委員会の当初の決定を変更する新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成4年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年10月から48年3月まで  
② 平成4年4月から9年3月まで

年金事務所が管理する私の年金記録のうち、申立期間①及び②は未納と記録されているが、申立期間①については、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、申立期間②については、私が夫婦二人分の保険料の免除申請をしていたのだから、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料は申立人の夫が夫婦二人分を納付し、申立期間②に係る保険料の免除申請は申立人が夫婦二人分の申請を行ったと供述しているが、申立人の夫も申立期間①及び②は未納である。

また、申立人の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿では、申立期間①に係る保険料納付及び申立期間②に係る保険料免除をうかがわせる記録は無く、オンライン記録とも一致している。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧検索の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人及び申立人の夫は、申立期間①の保険料納付及び申立期間②の保険料免除申請についての記憶が曖昧である上、申立期間①の保険料納付及び申立期間②の保険料免除を示す関連資料（家計簿、免除承認通



知書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料納付及び申立期間②の保険料免除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3961

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 59 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 59 年 1 月まで

私は、昭和 57 年 11 月に A 社を退職し、故郷の B 県 C 郡 D 町（現在は、E 市）に帰り、すぐに国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料は、集金に来た自治会の役員を経由して納付した。申立期間の年金記録が未加入となっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 11 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、D 町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は 62 年 8 月 13 日に加入手続を行い、国民年金の被保険者資格を取得したことが記録されており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料納付の前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月から同年9月まで

私の両親は、私が未納にしていた期間の国民年金保険料を国からの督促を受けて納付してくれたことがある。それ以来、未納が無いように注意を払っていたので、仮に当初未納であったとしても、督促があれば自分で必ず保険料を納付していたはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を滞納したことがあることを認めている上、申立期間の保険料納付について、具体的に納付を行った時期、納付場所、納付金額等を記憶していないため、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録によれば、申立期間に近接する平成10年10月から11年1月までの未加入期間について、申立人に対して10年12月に被保険者資格取得勸奨（初回）及び12年8月に国民年金適用勸奨（最終）が行われているが、国民年金の加入手続は行われておらず、申立人は納付意識が高かったものとは認め難い。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3963

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年7月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年7月  
② 平成11年11月

私は、国民年金保険料を納めるのは国民の義務だと認識しており、最初に勤めた会社を辞めた後は全て自分の責任で国民年金の加入手続を行い、保険料を納めてきたが、申立期間の保険料が未納となっており、納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立人の国民年金保険料の納付方法について、平成10年9月から口座振替による納付が開始されたことが記載されているところ、申立人から提出された指定口座に係る預金取引明細表により、申立期間の保険料については指定口座からの振替が行われていないことが確認できる。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3964

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から55年3月までの期間及び62年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年6月から55年3月まで  
② 昭和62年11月

私の国民年金については父が加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は父が、申立期間②は夫が納付したはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の加入記録により、昭和55年6月頃に払い出され、同時期に加入手続が行われたと推認できるところ、同時期は第3回特例納付の実施期間中であるが、申立人の特殊台帳に特例納付をうかがわせる記載は無い上、申立人は、「国民年金保険料をまとめて納付したことはない。定期的に納付していた。」と申述している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間①の保険料を現年度納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び申立期間①の保険料納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっているため、申立期間①の保険料納付状況は不明である。

加えて、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人の所持している年金手帳には、申立人が昭和62年6月9日に第3号被保険者資格を取得し、同年11月5日に第1号被保険者となり、同年12月21日に再び第3号被保険者となったことが記載されているが、オンライン記録において、同年11月5日付けの第3号被保険者非該当処理及び同年12月21日付けの第3号被保険者該当処理が行われたのは、平成8年5月14日であることが確認でき、同時点で申立期間②は時効のため保険料を納付することができない。

また、申立人は、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行った時期、申立期間②に係る納付書が送付されたのかどうか及び当時の保険料額等についての記憶が明瞭ではなく、申立期間②の保険料納付状況は不明である。

さらに、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成2年8月までの期間、同年11月及び3年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月から平成2年8月まで  
② 平成2年11月  
③ 平成3年4月

私は、これまで国民年金保険料を全て納付してきたはずであるのに、ねんきん特別便で申立期間①から③までが未納とされており、納得ができないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録により、申立人が昭和63年8月20日に第3号被保険者資格を喪失した旨の処理が平成4年7月28日付けで行われたことが確認でき、同時点で2年5月以前の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立期間①直後の期間の保険料は、時期は不明であるものの過年度納付されていることから、直後の期間の保険料を納付した時点では申立期間①の保険料は納付できなかった可能性が考えられる。

また、申立期間②については、オンライン記録により、平成2年11月の保険料が一旦納付されたものの、時効後納付を理由に同年12月の保険料に充当する処理が5年1月14日付けで行われたことが確認でき、申立期間③についても同様に、3年4月の保険料について時効後納付を理由に同年5月の保険料に充当する処理が5年6月4日付けで行われていることが確認できる。

さらに、申立期間①から③までの保険料を一緒に納付していたとする申立人の元夫も申立期間①から③までは未納である上、申立期間①から③ま

での保険料を時効前に納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から③までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 千葉国民年金 事案 3966

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から58年3月まで

私は、自宅に訪れたA市役所B課の職員から国民年金の加入を勧められ、国民年金に加入した。昭和48年12月に夫とC（業種）を開業しており、その後、D信用金庫（現在は、E信用金庫）本店から来ていた職員の集金により、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

一緒に納付していた夫の申立期間の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に訪れたA市役所B課の職員に勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、夫が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和58年5月30日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年11月頃に行われたと推認できることから、当該加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に保険料を納付できなかったと考えられる。

また、国民年金の加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和49年4月から56年9月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は108か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から同年12月までの期間及び46年3月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から同年12月まで  
② 昭和46年3月から50年6月まで

私は、昭和45年3月に会社を退職した後、同年6月に結婚し、結婚を契機にA市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、1年分か2年分の国民年金保険料を遡って納付した記憶があり、その後、B区に転居するまでは、保険料を納付していたので、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年6月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、55年3月7日に社会保険事務所（当時）からC市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は同年8月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、申立人の主張と相違する上、この時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、申立人が申立期間①及び②に国民年金に加入していた形跡は確認できない上、昭和45年4月から49年1月までに社会保険事務所からA市に払い出された手帳記号番号について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②は 52 か月と長期間である上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から45年3月まで

私は、昭和41年4月頃、A市役所B出張所（当時）で、国民年金に加入した方が安定的な老後が送れると勧められて国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は自分で同出張所に納付していたはずなのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月頃、A市役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の特殊台帳によれば、申立人は45年4月27日に任意加入被保険者として初めて国民年金被保険者資格を取得していることが記録されており、オンライン記録及びC区の国民年金被保険者名簿の資格記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、申立人は申立期間当時、厚生年金保険被保険者である夫の配偶者であることから、遡って国民年金被保険者資格を取得することもできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3969

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から53年3月まで

私は、学生であったので、母が国民年金の加入手続を行ってくれ、母から「あなたは、学生で収入が無いので、国民年金保険料は代わりに納付しておくから。」と言われ、私に年金手帳を見せてくれたことを記憶している。申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和54年5月頃に払い出され、同時期に国民年金の加入手続が行われたことが推認できることから、申立人の主張と相違する上、申立人の特殊台帳によると、申立期間直後の昭和53年度の保険料が昭和55年2月に一括して過年度納付されていることが確認でき、その時点を基準にすると、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができなかつた事情がうかがえる。

また、A市の国民年金被保険者名簿には、申立期間は未納と記録されており、申立期間に係る保険料が過年度納付された形跡は無い上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれた母は、加入手続及び保険料の納付状況に係る記憶が定かでなく、当時の状況を覚えていない。」と述べており、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3970

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から52年3月まで

私は、年金生活になったときに困ることが無いよう、国民年金保険料は納付すべきだと思っていたので、昭和51年4月頃にA区役所で国民年金の加入手続を行った。後日納付書が送付されてきたので、それまで貯金してきたお金のうち12万から13万円ぐらいを郵便局で下ろし、仕事が昼休みのときに、納付書を持って、職場から区役所まで自転車で行き、区役所の窓口で申立期間の保険料を一括して納付したはずである。未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月頃にA区役所で国民年金の加入手続を行い、後日送付されてきた納付書で、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、54年7月上旬頃に払い出され、同時期に申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、加入手続を行った同年7月を基準にすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和51年4月頃に過年度保険料を含む申立期間の保険料を送付されてきた納付書によりA区役所の窓口で一括して納付したと主張しているが、A区は、当時区役所の窓口において過年度保険料は領収していなかった旨の回答をしており、申立期間における保険料の納付状



況は不明である。

加えて、申立期間は 59 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3971

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から47年3月まで

私は、勤めていた会社から独立した昭和44年11月頃に国民年金に加入した。国民年金保険料は、出入りしていたA信用金庫（現在は、B信用金庫）本店の集金人に納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤めていた会社から独立した昭和44年11月頃に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、48年2月頃と推認できることから、申立人の主張と相違する上、加入時点において、申立期間のうち45年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は29か月と長期間であり、申立人の特殊台帳及びC市の国民年金被保険者名簿において申立期間は未納となっていることが確認できる上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から45年4月1日まで  
私は、昭和41年5月から45年3月までA社に勤務し、B（業務）をしていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。在職証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の事業主は、「知人の紹介で、私が面接して採用した記憶がある。4年くらい勤務していたと思う。」と供述していることから、申立人は、申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、当時の関連資料等を保存しておらず、申立人が勤務していた当時のA社C工場の工場長及び申立人の上司は既に死亡していることから、申立人の申立期間における雇用実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記事業主は、「社員は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を一緒に加入させていたはずである。」と回答しているところ、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録は無い。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4200

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 8 月から 31 年 9 月まで  
② 昭和 34 年 10 月から 35 年 6 月まで

私は、昭和 30 年 8 月から 31 年 9 月までの期間は、A 市 B 区にあった C 事業所又は D 事業所などの事業所で E（業務）の仕事をしており、34 年 10 月から 35 年 6 月までの期間は、F 社 G 支社 H 支店で勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の記録を調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 30 年 8 月から 31 年 9 月までの 1 年間ぐらい、A 市 B 区にあった C 事業所又は D 事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立人が主張する A 市 B 区に C 事業所、D 事業所又はこれに類似する名称の厚生年金保険の適用事業所は存在しない上、I 県に所在する C 事業所、D 事業所又はこれに類似する名称の適用事業所 21 社について調査を行ったが、当該 21 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚の氏名を覚えておらず、元同僚等に聞き取り調査を行うことができないことから、申立人の申立期間①当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和 34 年 10 月から 35 年 6 月までの半年間ぐらい、F 社 G 支社 H 支店に勤務していた。」と主張している。

しかし、F社J支社の被保険者名簿において、申立期間②に厚生年金保険の被保険者資格を取得している37人に照会したところ、回答があった22人は、「申立人のことは知らない。」と供述しており、申立人の申立期間②における勤務実態等を確認することはできない。

また、F社は、「申立期間②当時の社会保険関係手続資料に申立人の氏名は無く、申立人の在籍確認はできなかった。」と回答しており、申立人の申立期間②における厚生年金保険の届出及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、申立期間②においてF社J支社の被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4201

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 31 日から 33 年 1 月 5 日まで

私は、A社に昭和 32 年 6 月 7 日から 34 年 8 月 2 日まで継続して勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録では、32 年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失し、33 年 1 月 5 日に被保険者資格を再取得したことになっている。一度、経営者が変わったことがあるが、職場及び社員に何の変化も無く継続勤務していたのに、申立期間の被保険者記録が欠落していることに納得できないので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和 32 年 6 月 7 日から 34 年 8 月 2 日まで継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は昭和 38 年 2 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、複数の元同僚は、申立人のことを記憶していたが、申立人の申立期間における継続勤務の実態に関する証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4202

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月から 34 年 10 月まで

私は、昭和 32 年 10 月から 34 年 10 月まで A 社（現在は、B 社）で、C（作業）に従事していた。作業の性格上、二交代制か三交代制の勤務状況であったと記憶している。申立期間は厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における申立期間の勤務状況を詳細に記憶していることから、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社は、「申立期間当時の資料は保存していない。」と回答しており、申立人に係る申立期間の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は申立期間当時の同僚を記憶していないことから、申立期間当時、A 社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した 32 人に照会し、25 人から回答を得たが、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、上記回答を得られた者のうち複数の者は、「申立期間当時、A 社に入社した従業員は、多くの者が D（職種）として勤務していた。D（職種）から試験を受けて昇格すると厚生年金保険に加入した。厚生年金保険に加入していない D（職種）の人は 2 年ぐらいで辞めていく人が多かった。」、「A 社に 3 交代勤務で 2 年間勤務したが、同社では E（職種）と F（職種）があって、入社時は E（職種）であった。1 年後に試験を受けて F（職種）に昇格し、厚生年金保険の加入記録は F（職種）で勤務し

ていた期間である。」と供述しているところ、申立人は、「昇格試験を受けた記憶は無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで集収した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月1日から25年3月1日まで  
私は、昭和23年3月から25年2月まで、A市B区C町でD事業所E事務所に勤務し、F事業所でG（業務）を行っていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市B区C町でD事業所E事務所に勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録では、A市B区において上記名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、駐留軍施設に勤務する日本人労働者は、国の被雇用者であるとの身分を有していたものの、厚生年金保険法が適用されるようになったのは、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日付保発第92号厚生省保険局長通知）に基づき、昭和24年1月1日からである。

また、D事業所E事務所に類似するH事業所I事務所（昭和24年4月1日に厚生年金保険の新規適用事業所）の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、24年4月から25年2月までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が20人確認できるところ、申立人の記憶によるF事業所の人数とおおむね一致しているが、当該被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間における当該事業所での被保険者記録は記載されていない。

さらに、H事業所における在籍記録を承継しているJ（機関）K局は、

「申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間当時の同僚については、姓のみの記憶であることから、元同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立期間当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月頃 から 32 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 26 年春、当時の A 社（26 年 7 月に B 社に社名変更）に入社し、その数か月後に B 社 C 事業所に異動し、給与は同社 C 事業所を管轄していた同社 D 支社から支給されていた。32 年 1 月まで正社員として同社に継続して勤務し、同年 2 月に同社と同系列である E 社に入社したが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間になっていないことに納得できないので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が昭和 26 年頃に B 社に入社していること、申立人から提出された同社の辞令書（28 年 1 月 12 日付け）により、同社に本社正社員として地方業務拡張を命じられたこと、並びに 31 年 7 月 28 日付け及び同年 11 月 2 日付けの表彰状により、申立人が申立期間において F（職種）として勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、B 社本社及び同社 D 支社から給与を支給されていたと主張しているところ、申立人が同社本社及び同社 C 事業所で申立人と同じく F（職種）をしていたとして氏名を挙げた複数の元同僚は、同社本社及び同社 D 支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名は無い。

また、申立人から提出された B 社の社内報（昭和 31 年 6 月 10 日付け、同年 8 月 10 日付け及び同年 11 月 10 日付け）において、申立人と同じ F（職種）として氏名が確認できる 25 人のうち 22 人は当該事業所の本社及び各支社の被保険者名簿において被保険者として確認できるが、そのうち 6 人の被保険者資格取得日は、社内報の発行日よりも後になっていることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、賃金台帳等の関係資料の所在が不明であり、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4205

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 7 日から 58 年 3 月 26 日まで

私は、申立期間にA社に勤務したが、社長が標準報酬月額を実際より低く届け出していた。この間の標準報酬月額は2万円から26万円と記録されているが、実際に給与として支給された金額は3万6,000円から32万円であり、明らかに低い額となっていることに納得できないので、調査の上、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険受給資格者証により、申立期間のうち、昭和57年10月1日から58年3月26日までの期間については、申立人に支払われた平均賃金月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、同資料では、厚生年金保険料の控除額は確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿の「標準報酬月額の変せん」欄において記録を遡及訂正されているなどの不自然さは認められない。

さらに、当該事業所は、平成13年1月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は既に死亡しているため、当時の関係書類の所在は不明であることから、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 1 日から平成 4 年 1 月 1 日まで  
私は、A事業所がB社になった昭和 48 年 11 月より前から、C（職種）として住み込みで勤務していたが、A事業所がB社になって初めて給与明細書を受領したことを覚えている。私の厚生年金保険の標準報酬月額は、同年 11 月から 9 万 8,000 円となっているが、当時給与を 10 万円以上もらっており、55 年 4 月から 59 年 12 月までは 25 万円以上もらっていたと思う。給与明細書を提出するので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出されたB社における昭和 60 年 4 月、61 年 12 月、62 年 9 月、63 年 3 月、同年 12 月、平成元年 3 月、同年 8 月及び同年 9 月の給与支払明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間のうち、昭和 48 年 11 月から 60 年 3 月までの期間、同年 5 月から 61 年 11 月までの期間、62 年 1 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月から 63 年 2 月までの期間、同年 4 月から同年 11 月までの期間、平成元年 1 月から同年 2 月までの期間、同年 4 月から同年 7 月までの期間及び同年 10 月から 3 年 12 月までの期間については、申立人と同時期に入社した元同僚 3 人の標準報酬月額を調査したところ、申立人の標準報酬月額が著しく低額になっている事情は認められない。

また、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額の推移は、オンライン記録と一致し、遡及訂正されているなどの不自然さは認められない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月 30 日から同年 8 月 15 日頃まで  
② 昭和 62 年 11 月 1 日から 63 年 11 月 1 日まで  
③ 平成 3 年 2 月から同年 3 月 1 日まで

私は、申立期間①においてはA社に、申立期間②においてはB社に、申立期間③においてはC社に、それぞれ勤務していたのに、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社には、昭和 44 年 1 月から 45 年 8 月 15 日頃まで勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年 7 月 30 日となっているのはおかしい。」と主張している。

しかし、A社は、「当時の資料は廃棄済みであり、申立人の勤務期間については不明である。」と回答している。

また、申立人が元同僚として記憶している者は、氏名の一部しか判明しないため、個人を特定することができず、聞き取り調査ができないこと、及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①前後に氏名を確認することができないことから、同被保険者名簿において、申立人と厚生年金保険被保険者期間が重複する 3 名に照会したところ、そのうち 1 名から回答があったものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について、具体的な供述を得ることができない。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人の当該事業所における離職日は、昭和 45 年 7 月 28 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。



2 申立期間②について、申立人は、「B社には、昭和62年11月1日から平成2年6月まで勤務していたので、資格取得日が昭和63年11月1日となっているのはおかしい。」と主張しているところ、雇用保険の加入記録により、申立人はB社に昭和63年8月1日から勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は所在が不明であるため、申立人の保険料の適用状況について確認することができない。

また、申立人が元同僚として記憶している者は、氏名の一部しか判明しないため、個人を特定することができず、聞き取り調査ができないこと、及び当該事業所の被保険者名簿の申立期間②前後に氏名を確認することができないことから、同被保険者名簿において、申立人と厚生年金保険被保険者期間が重複する6名に照会したところ、そのうち2名から回答があったものの、申立人の勤務期間及び保険料の控除について、具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、「C社には、平成3年2月から勤務していたので資格取得日が同年3月1日になっているのはおかしい。」と主張しているところ、雇用保険の加入記録により、申立人はC社に平成3年2月4日から勤務していたことは確認できる。

しかし、C社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成3年3月1日と記載され、同年3月13日付けでD社会保険事務所（当時）の確認印が押されていることが確認できる上、事業主は、「申立人の勤務に関する記録及び保険料の控除に関する記録は保管しておらず、詳細は不明である。」と回答している。

また、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録において、申立人と厚生年金保険被保険者期間が重複する7名に照会したところ、そのうち5名から回答があったものの、申立人の勤務期間及び保険料の控除について、具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 5 月から 37 年 12 月末まで A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の加入期間が同年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までしかないことは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 36 年 5 月から 37 年 12 月末まで A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張している。

しかし、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は死亡していることから、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 37 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 8 月 1 日に資格を喪失しており、当該資格記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は、当該事業所において被保険者資格を取得したことにより、昭和 37 年 5 月 21 日に払い出されたことが確認でき、当該資格記録の記載に訂正等の不自然な形跡は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4209

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 8 月 1 日から 32 年 1 月 20 日まで  
② 昭和 32 年 2 月 19 日から 34 年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 34 年 9 月 9 日から 35 年 12 月 21 日まで  
④ 昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 3 月 28 日まで

私は、A社、B社、C社、D（機関）E事業所に勤務した期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、D（機関）E事業所を退職するときには脱退手当金制度を知らなかったため、請求手続は行っておらず、脱退手当金は受給していないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D（機関）E事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、D（機関）E事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 38 年 1 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から同年10月10日まで  
② 平成7年2月20日から同年2月22日まで  
③ 平成7年2月22日から同年4月1日まで  
④ 平成7年9月18日から同年12月23日まで  
⑤ 平成8年1月8日から同年3月23日まで

私は、申立期間①においてはA事業所に、申立期間②、④及び⑤においてはB事業所に、申立期間③においてはC事業所に、それぞれD（職種）、E（職種）又はF（職種）として勤務し、給与から長期掛金を控除されていたため、共済組合員の加入期間について確認したところ、当該期間は共済組合員の加入要件には該当しないことが分かった。当該期間について、給与から控除されていた長期掛金は厚生年金保険料のことであると考えられるので、調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持するA事業所から交付された辞令により、申立人がG事業所に臨時的任用のD（職種）として勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所は、「申立人に係る人事記録、辞令及び賃金台帳等の記録は、保存期限を過ぎているので保管しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除については不明である。また、臨時雇用者のうち厚生年金保険の加入対象となる者は、2か月以上継続した雇用を予定する者で、一般職員の所定勤務日数及び所定勤務時間の4分の3以上を勤務する者であるので、9日間の臨時的任用期間では厚生年金保険に加入させるこ

とはないと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②、④及び⑤については、申立人が所持するB事業所から交付された「日日雇用通知書」により、申立人がH事業所に日日雇用のE（職種）として勤務していたことは確認できる。

しかし、上記雇用通知書によると、申立期間②に係る申立人の勤務期間は2日間の日日雇用であり、申立期間④及び⑤に係る申立人の勤務時間は、週29時間の短時間勤務であることがそれぞれ確認できる上、B事業所は、「当時は、日日雇用者は、原則として1か月を超える勤務予定者を厚生年金保険に加入させる取扱いであったので、申立人のように2日間のみ勤務する日日雇用者は、厚生年金保険に加入させていない。また、1か月を超える勤務予定期間の日日雇用者にあつては、常勤者の一週間あたりの労働時間の4分の3以上にあたる週30時間以上勤務する者を厚生年金保険に加入させており、申立人のように週29時間勤務の日日雇用者は、厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②、④及び⑤における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人が所持するC事業所から交付された辞令及びC事業所の回答により、申立人がH事業所に臨時的任用のI（職種）として勤務していたことは確認できる。

しかし、辞令によると、申立人の任用期間は平成7年2月22日から同年3月31日までの期間であることが確認できる上、C事業所は、「採用時において、任用期間を定めて採用する臨時任用者のうち2か月以内の任用期間の場合は、社会保険に加入させる取扱いはしていないので、申立人は厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。